

## 第 3 章 事後調査計画

### 第3章 事後調査計画

事後調査計画については、以下の事項に基づいて検討した。

- ①事後調査の必要性、事業特性及び地域特性に応じ適切な項目を選定する。
- ②事後調査を行う項目の特性、事業特性及び地域特性に応じ適切な手法を選定するとともに、事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討が可能となるようにする。
- ③事後調査の実施に伴う環境への影響ができる限り小さい手法を選定する。

#### 3-1 事後調査を行う理由

本事業の実施に当たっては、事業の計画段階及び実施段階において種々の環境保全措置を講じることにより、周辺環境に対する影響を可能な限り回避又は低減させることができ、事業実施による影響の予測値を設定して評価した。また、予測値は基準値等との整合が図られると考える。

ただし、予測・評価結果には不確実性が含まれており、陸上植物、陸上動物（クマタカなどの猛禽類を含む）及び水生生物に対しても環境保全措置を行うが、その効果についても不確実性が含まれる。

そこで、事業実施による環境影響をモニタリングし、予測値と整合しているかを確認するため、表 3-1-1 に示す内容のとおり工事中事後調査を行った。

なお、工事中事後調査を行う時期は、騒音・振動については、補正評価書の工期とはズレているが、工事の極大期に合わせ平成 28 年 10 月、平成 29 年 3 月、平成 29 年 5 月に測定を行い、その他はそれぞれの項目の予測対象時期に合わせた。注 1)

調査方法は、表 3-1-1 に記載の方法とした。なお、各調査方法は、必要な精度を有したものとなっている。

猛禽類調査及び水生生物においては、供用開始後 3 年は継続的なモニタリングを行うものとし、上記の結果を基にそれ以降の継続的なモニタリングを実施するか否かを判断する。

生態系における事業区域南側の緑地緩衝帯及び北側の植栽については、環境保全措置の効果が確認できる時期は施設の供用開始から 10 年後を想定していることから、存在・供用後 1 年目での環境保全措置の効果の確認は難しい。したがって、完了報告書については、山梨県と協議の上で提出時期を決めて行く。

注 1)：補正評価書では、工事の着工が平成 27 年 8 月になっていたが、設計、設備の選定、工程の調整等で工事着工が遅れて、実際の工事の着工は平成 28 年 4 月となった。着工時期がズレた影響で工程の見直しを行い工事の極大期のズレが生じて、平成 28 年 10 月、平成 29 年 3 月、平成 29 年 5 月に移動した。騒音、振動測定については、極大期に合わせて測定を行ったために補正評価書の調査時期と異なった。工事の極大は、造成工事の場合重機の稼働極大期を想定し、建屋建築期、設備組立期の稼働極大期を工事極大と想定した。

事後調査計画は、表 3-1-1 事業調査計画（工事中）のとおりである。

表 3-1-1 事後調査計画（工事中）

対象項目	調査項目	調査地点	調査時期	調査方法
騒音	騒音レベル	計画地敷地境界 4 地点 原地区内 3 地点	年 2 回（工事着手後 6・11・13 ヶ月目）平成 28 年 10 月、 平成 29 年 3 月、5 月に 測定	騒音規制法の規定による 方法及び環境基準の規制 による方法
振動	振動レベル	計画地敷地境界 4 地点 原地区内 3 地点	年 2 回（工事着手後 6・11・13 ヶ月目）平成 28 年 10 月、平 成 29 年 3 月、5 月に 測定	振動規制法の規定による 方法
水質汚濁	浮遊物質量	放流地点及び濁水が笹 子川に流入する場所の 下流側にあたる 1 地点 (A6)	年 1 回 (工事期間中の降雨時)	「水質汚濁に係る環境基 準について」(昭和 46 年 環境庁告示第 59 号)及び JIS-K-0102, JIS-K-0094 による方法
陸上植物	植物相及び保全すべき種	計画地周辺	年 3 回	現地調査による確認
陸上動物	動物相及び保全すべき種	計画地周辺	年 4 回	現地調査による確認
水生生物	水生生物相及び保全すべ き種	濁水を放流する場所 1 地点とその下流側にあ たる 1 地点 (T6) <合計 2 地点>	年 4 回	現地調査による確認
猛禽類	クマタカなど保全対象種	計画地周辺	2 月から 4 月までの月は 連続した 2 日間の調査を 月に複数回、5 月から 10 月までの月で連続した 2 日間の調査を月に 1 回（工 事中クマタカの工事に対 する忌避行動が確 認された場合には工事 の馴化(補正評価書第 9 章 12 陸上動物を参照)を行う。	現地調査による確認（調 査結果は非公開資料とし て作成）
廃棄物・ 発生土	重金属等 ダイオキシン類	計画地内	搬出時に 1 回	土壌汚染対策法及びダイ オキシン類に係る土壌調 査測定マニュアルによる 方法

### 3-2 環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応方針

事後調査の結果から、事業の実施による環境影響の程度が予測評価の結果に反して著しいことが明らかとなった場合には、速やかに原因の究明を行い、本事業による影響が確認された場合には追加的な保全対策を講じる。また、動植物に関して追加的な環境保全措置が必要となった場合には、保全対策計画策定にあたり専門家に指導を仰ぐこととする。

### 3-3 事後調査報告書の提出・公開等の方法

調査実施後は、速やかに報告書を取りまとめ、知事に提出する。